

行田市市長

石井 直彦

<提案者>

所在地 行田市旭町6-21

団体名 特定非営利活動法人魅力創造倶楽部

代表者氏名 飯島千裕

電話番号

e-mail

行田市市民活動やる気応援助成金事業提案書

行田市市民活動やる気応援助成金の交付を受けるための提案事業としての採択を受けたいので、下記のとおり提案します。

記

1 助成事業の種類（いずれか該当するほうに○）

○新たな取組応援事業 ・ スタート応援事業

2 事業の名称 感謝の光の創造

3 総事業費 金 220,000 円

4 助成対象額 金 220,000 円

5 添付書類

- (1) 新たな取組応援事業計画書（様式第2号）又はスタート応援事業計画書（様式第3号）
- (2) 事業詳細計画書（様式第4号）
- (3) 収支予算書（様式第5号）
- (4) 会員名簿（様式第6号）
- (5) 団体の定款又はこれに準ずるもの
- (6) 活動実績一覧（様式第7号）
- (7) NPO法人化に向けた取組実績が確認できる書類（スタート応援事業）
- (8) その他助成金の審査において市長が必要と認める書類

新 た な 取 組 応 援 事 業 計 画 書

事業名	感謝の光の創造
助成分野	☐ “ひとの元気” ☐ “地域の元気” ☒ “まちの元気”
実施期間	3年 10月 14日 ～ 4年 2月 14日
事業の目的（地域のニーズや課題等を明確にしたうえで具体的に記載してください） コロナが収まらない中、まちの元気が奪われコロナの患者は増えています。今大変な思いをしている医療従事者の方々やそれに関係している方々へ、今全国で広まっているピンクリボン運動（ガン患者・医療従事者等）とともに感謝の気持ちを届け少しでも心の癒しになり元気になる一助になればと水城公園のライトアップを開催したいと考えます。また、忍城址のライトアップ共にピンク色で飾りスタートアップとし毎月一回開催される花手水のライトアップと連携を持ち多くの人に見てもらいそしてこのまちの人々の温かい感謝の心が広がり混沌としている今に刺す光の一助になればと考えます。さらに各SNSを使いこの事業の目的を発信して多く人に伝えていきます。また、イベント等が開催されない中水城公園をライトアップすることでまちを元気にする一助にもなればと考えます	
事業の概要（詳細については、事業詳細計画書（様式第4号）に記載してください） 2019年まちの財産に光を当てる事業として水城公園のライトアップを開催しました、まずはじめとして企業の皆様に関心を持って頂くため企業協賛を行い、さらにイベント（中央小吹奏楽部・地域の歌手・ゆるキャラ。キッチンカー等）を開催しまちの人々に発信しました。2020年コロナの中での開催となりましたが水城公園のじゃぶじゃぶ池のライトアップと共催ができ、魅力創造倶楽部の目的でもある行政との連携ができました。今年度は物から人へと目的を変えピンク色でスタートし10月以降は医療従事者の色ブルーをシンボルカラーとし花手水のライトアップと連携をとりSNS等で目的を発信し運動になるような事業にします。	
事業実施により期待される効果（事業の成果、波及効果などを記載してください） ライトアップすることで水上公園の池に落ちた雫（感謝の気持ち）が広がるようにまちに広がり、まち全体を光が照らし元気の一助になる	

事業詳細計画書

個別事業名	事業の詳細・実施方法	実施期日	実施場所
感謝の光の創造	水上公園の大池（しのぶの池）周辺の樹木ならびに橋のライトアップ ・準備及び発注 ・通電工事 ・ライト設置工事 ・点灯試験 ・点灯式	11月14日から 2月14日 10月初旬～	水上公園

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
補助金 協賛金	100,000 120,000	補助金 一口協賛金	
合 計	220,000		

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	助成対象額
通電費 電気関係費 電球代 消耗品 消費税	90,000 40,000 40,000 30,000 20,000		220,000
合 計	220,000		220,000

※ 提案事業の総事業費の収支を記載してください。

※ 支出の部〔助成対象額〕欄には、科目ごとの助成対象額を記載してください。

No.

Page. 1

御見積書

令和 3 年 9 月 10 日

NPO法人 魅力創造倶楽部 御中

下記の通り御見積り申し上げます。

税込合計金額 ￥220,000.-

合計金額	¥200,000.-
消費税額	¥20,000.-

工事名称	水城公園ライトアップ工事
工事概要	
工事場所	
工事期間	
有効期限	

エム・キュー ビルダー
〒361-0004
埼玉県行田市須加4554-1
TEL. 048-477-6412
FAX. 048-577-6413
担当者 羽島



様式第6号（第4条関係）

会 員 名 簿（団体名：~~特定非営利活動法人~~ 創作芸術家協会）

役職名、氏名（フリガナ）、住所は必須です。（住所は地番、方書まで記入してください。）

No	役職等	氏 名	住 所	摘 要
1	代表理事	飯島千裕 (イジマチヒロ)	行田市 [REDACTED]	
2	理事	丸山靖男 (マルヤマヤスオ)	行田市 [REDACTED]	
3		小松和弘 (コマツカズヒロ)	行田市 [REDACTED]	
4		羽鳥秀樹 (ハトリヒデキ)	行田市 [REDACTED]	
5		河辺忠則 (カワベタダノリ)	行田市 [REDACTED]	
6		駒見行彦 (コマミユキヒコ)	行田市 [REDACTED]	
7		早崎敬 (ハヤサキケイ)	行田市 [REDACTED]	
8		大谷文孝 (オオタニフミタカ)	行田市 [REDACTED]	
9		町田光 (マチダヒカル)	行田市 [REDACTED]	
10		鈴木信幸 (スズキノブユキ)	行田市 [REDACTED]	

特定非営利活動法人魅力創造倶楽部定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人魅力創造倶楽部という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県行田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、官民共同と様々な市民との協同によるまちづくりや人材の開発、新たな商品の開発、高齢者の支援などの地域の魅力を創造するとともに、ITの活用などにより地域の魅力を広く広報し、交流人口の増大を推進し、特色と活力のある地域社会を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 消費者の保護を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①公共施設の利活用増進に関する事業
 - ②地域の活性化に関する事業
 - ③魅力発掘と発信事業
 - ④起業家の育成と支援事業
 - ⑤高齢者の支援事業
 - ⑥地域商品等の開発に関する事業
 - ⑦その他、前条各号の活動に必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正

当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することがてきる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事4人以上10人以下を置く
 - (2) 監事1人以上3人以下を置く
- 2 理事のうち、1人を代表理事、3人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定章に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

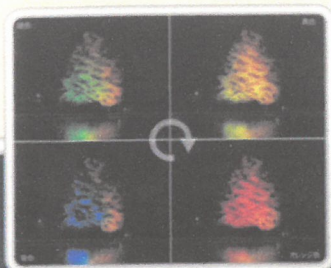
第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

市制70周年特別企画

ウィンターライトアップ in 水城公園

～光と水の117レクシヨン～



※写真はイメージです



「まち」を代表する公園を彩る「ウィンターイルミネーション」を開催致します。
普段と違う静かな冬の公園を「浮き城のまち」にふさわしい光景を演出いたします。



点灯式

令和 元年11月17日(日)

点灯式／15:00～

点 灯／17:00

※詳しくはタイムスケジュールをご覧ください

※点灯式は雨天決行です

ライトアップ期間

令和 元年11月17日(日)から
令和 2 年 2月14日(日)

17:00～22:00

タイムスケジュール

11:00 キッチンカー販売開始(20:30まで)

15:00 和太鼓演奏

15:30 ゆるきゃら集合



16:00 潮崎ひろのライブ



16:30 中央小学校吹奏楽演奏

17:00 点灯



17:20 masumiジャズバンド

※当日の状況により、内容及びスケジュールが変更となる場合がございます。

問い合わせ先： NPO法人 魅力創造倶楽部 事務局
TEL 090-3138-1769
担当：羽鳥英樹(受付15:00まで)

後援：行田市
主催：NPO法人 魅力創造倶楽部

